

2002. 10.1

学生協ニュース

No.38

東北大学学生生活協議会広報委員会

大学の決定及び規定違反に対して厳正な措置がなされました

これまで繰り返しお知らせしましたように、木造建築の有朋寮が築後50年を迎えるにあたり、経年劣化が著しく、危険性が指摘されているため、平成13年9月18日、大学は、寮生の身体・生命の安全を図ることを目的として、翌19日以降の新規入寮生の募集を停止するとともに、平成15年3月31日（入寮対象が学部1・2年生で在寮期間が2年間であるため、平成13年度新規入寮した新1年生の在寮期間満了の日）をもって使用停止することを決定しました。

しかし、それにもかかわらず有朋寮が新入生1名の不法な居住を容認し、4月12日夕刻、不法居住者本人を含む有朋・日就寮生など約35名が、学務部に押し掛けて「入寮願」を「入寮届」と改ざんした文書を持参し、学務部職員に対して言葉による暴力と拘束を伴う集団的示威行動があつたことについては、「学生協だより」などでお知らせしてきたとおりです。ちなみに有朋寮、日就寮などに適用されている「東北大学寄宿舎規程」第1条では「本学寄宿舎に入舎しようとする者は、学務担当の副総長に願い出て、その許可を受けなければならない。」と規定しており、この不法居住者の行為は明らかにこれに抵触しています。

その後、この不法居住者が所属する部局教授会は、ただちに有朋寮を退去するよう指導を継続するなど不法な状態が一日も早く解消するよう努力を重ねました。しかし退去が実現されなかつたため、7月17日当該部局教授会は「厳重注意」という教育的指導を行うことを決定しました。ところがこの学生はこれも無視して、なお不法な居住を継続しました。

このため、当該部局教授会は大学の規則を守らず再三の注意にも従わない事態に対して、自己反省を求め不正行為を即刻改めさせる目的での教育的措置を、慎重に審議し、「東北大学学部通則」第29条に基づく懲戒処分が相当として発議しました。これを受けて昨9月24日大学の意志決定機関である評議会において審議がなされ、有朋寮に不法居住を続けるこの学生に対して懲戒処分の決定がなされました。

大学は、有朋寮の老朽化により想定される被害に対して、寮生の安全を確保するため、入寮募集停止と使用停止を決定しており、これを撤回することはありません。また、新たな入居を認めることもありません。なお、現在、有朋寮に入寮許可されている寮生に対しても、繰返し平成15年3月31日を待たず、他寮への転居やアパート等への転出を勧めています。そもそも有朋寮は、1,2年生を対象とした在寮期間2年の寮であり、入寮募集停止の時点（平成13年9月19日）で既に在寮していた寮生に対して、大学が不当に不利益を押しつけているわけではありません。

不正行為の是正と現在進めている新寮建設の具体化に向けて、引き続き全学の教職員・学生の皆さんの理解と協力をお願いいたします。